


令和6年度  
「生活者としての外国人」のための  
特定のニーズに対応した日本語教育事業  
説明会



Japanese Language Education

令和6年2月  
文化庁国語課地域日本語教育推進室

# 「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

令和6年度予算額（案）  
（前年度予算額）

24百万円  
24百万円



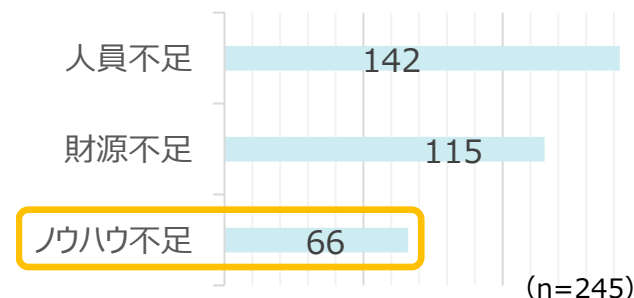
文部科学省

## 現状・課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果(※)によれば、多数の団体から「子育て・教育」「就労」等のライフステージによる、特定の課題に対する学習ニーズ（以下、「特定のニーズ」）が指摘されている。また、有識者からも、障害や識字、文化的背景等に伴う学習上の困難により、合理的配慮や個別対応等が必要な外国人に対する日本語教育の在り方を検討する必要性が示唆されている。一方、「特定のニーズ」に対応するためのノウハウ不足を課題とする自治体が多数あり、こうした専門性が必要となるニーズへの対応が困難な状況にある。このため、行政区域を越えて広域で共通する「特定のニーズ」に対応した日本語教育プログラム及びその実施体制を実践的に検討・開発し、普及することが必要である。

※「令和4年度各地域における日本語教育に関する取組について（回答一覧）」（令和4年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議）

## 地域の日本語教育に関する課題



（出典）出入国在留管理庁「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」

## 事業内容

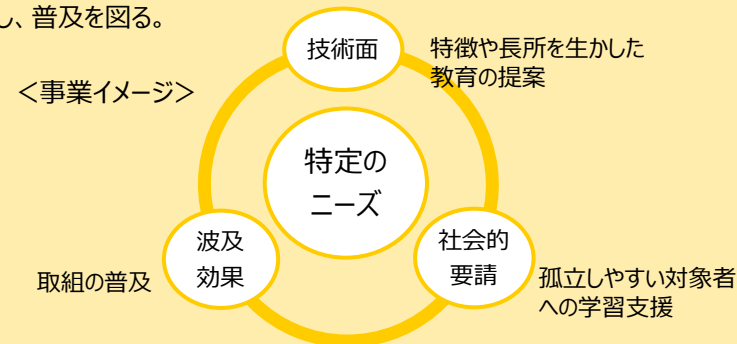
### ◆ 地域日本語教育実践プログラム

件数：8件（前年度：8件）

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域日本語教育における、広域で共通する「特定のニーズ」に対応した先進的な取組の創出。

### ▼ 各団体の特徴や長所を生かした創意ある取組を普及

「特定のニーズ」に対応した外国人等の効果的な日本語習得及び、他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を創出し、普及を図る。



### ▼ 想定される取組例

#### ● 障害を有する外国人に対する日本語教育の取組

障害特性を考慮したカリキュラムデザインや障害特性の理解を促すための研修を通じた、障害を有する外国人に対する日本語学習環境を整備する取組

#### ● 特定の課題を抱える外国人に対する日本語教育の取組

文化や宗教上の理由により、外出等が制限され、学習機会へのアクセスが困難な外国人に対して、社会参加を促すカリキュラムデザインや日本語学習に対する周囲の理解を推進する取組

### アウトプット（活動目標）

- 「生活者としての外国人」に対する「特定のニーズ」に応じた先進的な日本語教育の在り方の検討
- 取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進

### 短期アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が日本語を用いて、健康かつ安全に生活を送ることができるようになるとともに、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになる。

### 中期アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

### 長期アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。

# 日本語教育の現状と課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果(※)によれば、多数の団体から「子育て・教育」「就労」等のライフステージによる、**特定の課題に対する学習ニーズ（以下、「特定のニーズ」）**が指摘されている。また、有識者からも、**障害や識字、文化的背景等に伴う学習上の困難により、合理的配慮や個別対応等が必要な外国人に対する日本語教育の在り方を検討する必要性が示唆**されている。一方、「特定のニーズ」に対応するためのノウハウ不足を課題とする自治体が多数あり、**こうした専門性が必要となるニーズへの対応が困難**な状況にある。このため、行政区域を越えて広域で共通する「特定のニーズ」に対応した日本語教育プログラム及びその**実施体制を実践的に検討・開発し、普及することが必要**である。

※「令和4年度各地域における日本語教育に関する取組について（回答一覧）」（令和4年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議）





「特定のニーズ」に対応した外国人等の効果的な日本語習得及び、他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を創出し、普及を図る。

## ▼ 想定される取組例

### ● 障害を有する外国人に対する日本語教育の取組

障害特性を考慮したカリキュラムデザインや障害特性の理解を促すための研修を通じた、障害を有する外国人に対する日本語学習環境を整備する取組

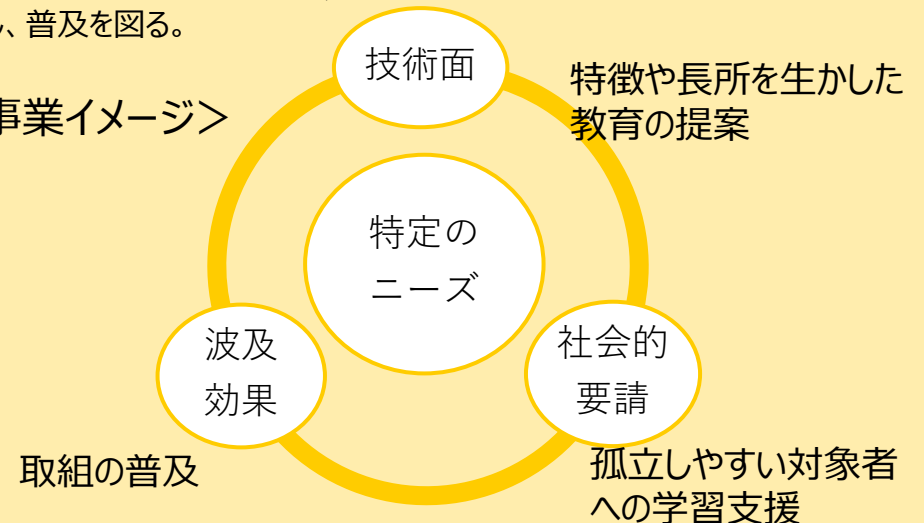
### ● 特定の課題を抱える外国人に対する日本語教育の取組

文化や宗教上の理由により、外出等が制限され、学習機会へのアクセスが困難な外国人に対して、社会参加を促すカリキュラムデザインや日本語学習に対する周囲の理解を推進する取組

## ▼ 各団体の特徴や長所を生かした創意ある取組を普及

「特定のニーズ」に対応した外国人等の効果的な日本語習得及び、他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を創出し、普及を図る。

<事業イメージ>



# 国語課における地域日本語教育事業の関係について

**地域日本語教育の総合的な  
体制づくり推進事業（補助事業）**

対象：都道府県・政令指定都市等

**「生活者としての外国人」のための日本語教室  
空白地域解消推進事業  
地域日本語教育スタートアッププログラム**

（事務局委託事業）対象：市区町村等

**「生活者としての外国人」のための特定のニーズ  
に対応した日本語教育事業  
地域日本語教育実践プログラム**

（委託事業）  
対象：NPO法人・任意団体・大学等

広域での日本語教育の  
実施体制の整備  
【ネットワーク型事業】

日本語教室がない市区町村  
（空白地域）でのスタートアップ  
【事例集積型事業（市区町村）】

地域日本語教育における  
「特定の課題に対する学習ニーズ」  
に対する対応方法の提案  
【事例集積型事業(NPO法人等)】

現状は対応できていないニーズに  
対する方法論の提案・普及

## 目的

本事業は、日本国内の各地域に在住する外国人等（「生活者としての外国人」という。）が、生活していく上で必要な日本語能力を身に付けるための地域における日本語教育（地域日本語教育という。）において、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズ」（「特定のニーズ」という。）に対応した先進的な取組を創出し、普及することを目的とする。

## 必須の取組

1. 運営等委員会の設置  
（10名以下。  
外部委員が過半数とすること）
2. 「生活者としての外国人」に対する  
**日本語教育の特定のニーズのための  
先進的な日本語教育  
（30時間以上）の実施**
3. 取組の成果の発信

## 任意の取組

4. 1～3にかかる  
人材の育成
5. その他、  
関連する取組の実施



## 特定のニーズに対応する先進的モデルの実践

各取組が想定する特定のニーズに対応した外国人等の効果的な日本語習得及び、他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できるような先進的な内容。

※例

特定の職種等に対する取組、就学・進学に対する取組は対象外



教育の提供方法に着目した学習ニーズ（遠隔地等に対するICTの活用等）

ライフステージ（「子育て・教育」「就労」等）に応じた学習ニーズ



活動分野（「話す（やりとり・発表）」「聞く」「読む」「書く」、生活において学習が求められる漢字等の文字など）に応じた学習ニーズ

# 1 学習内容に関するもの

	想定する対象者	特定の課題に対する学習ニーズ	状況
1	難民・避難民	社会参加に困難を抱える外国人の自己実現を念頭に置いた日本語学習のニーズ	活用終了予定
2	難民・避難民	エスニックコミュニティの支援を受けつつ進める社会参加のための日本語学習のニーズ	活用終了予定
3	外国人学校に通う若者世代の外国人	将来を見据えたキャリア育成を念頭に置いて進める日本語学習のニーズ	活用終了予定
4	日本語による読み書きの日本語能力が低い外国人	「生活」に役立つ日本語の読み書きの学習ニーズ	活用終了予定
5	子供を持つ外国人、外国人の子供	親と子の母語・母文化を生かした日本語学習のニーズ	事業活用中 (2年目)
6	若者である外国人	若者を対象としたキャリアを見据えた日本語学習のニーズ	事業活用中 (2年目)
7	地域在住外国人	地域参加のための日本語学習のニーズ	事業活用中 (1年目)
8	障害を持つ外国人	外国人ろう者を対象とした日本語学習のニーズ	事業活用中 (1年目)



## 2 学習環境・方法に関するもの

	想定する対象者	特定の課題に対する学習ニーズ	状況
1	地域に在住し、学習機会を得にくい外国人	学習機会が得にくい外国人のオンラインでの学習希望と自己実現と対話を通じた日本語学習のニーズ	活用終了予定
2	地域在住外国人	社会参加に困難を抱える外国人の自律的な学習を促進する日本語学習のニーズ	事業活用中 (2年目)
3	社会との接点が希薄な女性(ムスリム女性)	社会との接点が希薄な女性が心理的安全を保ち日本語を学習するニーズ	事業活用中 (2年目)
4	難民・避難民	地縁等の地域とのつながりがない外国人が、地域に根差した生活を送るための日本語学習のニーズ	事業活用中 (1年目)
5	地域在住外国人	学習時間の確保が困難な外国人に対するオンラインによる日本語学習のニーズ	活用終了
6	難民・避難民	学習や教室への参加が困難な事情を抱える外国人の、ハイフレックスによる効果的な日本語学習のニーズ	活用終了
7	地域在住外国人	学習者となる外国人の使用言語に着目し、その言語に対応した効果的な日本語学習のニーズ	活用終了

# 主な変更点① 募集内容に関すること

## 事業目的を 変更

令和5年度：「「特定のニーズ」に着目した先進的な取組」に対して支援する

令和6年度：各団体の特徴や長所を生かした創意ある日本語教育プログラムの提案を期待  
「他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組」  
を創出し、普及を図る

## 応募制限（ 団体単位か らプログラム 単位）

令和5年度：応募団体に係る回数上限（最長3年間応募可能）

令和6年度：特定のニーズに対応した事業内容に対して、通算3年を上限（毎年、審査が必要）  
※すでに本プログラムを3年間活用した団体においても、異なる特定のニーズに  
対応した事業内容を設定できれば応募可能

## 事業経費上 限額の変更

令和5年度：350万円を超えない範囲

令和6年度：300万円を超えない範囲（採択見込件数 8団体前後）

## 担当部署の 移管

令和6年4月以降は、日本語教育に関する業務が文部科学省に移管  
現担当：文化庁国語課地域日本語教育推進室 日本語教育推進係

新担当：文部科学省総合教育政策局

## 主な変更点② 様式に関すること

### 企画書 【様式1-1】

特定のニーズに対応した事業内容に対して通算3年を上限としたことから、企画書に複数年計画を記入する項目を新設（企画書7ページ目）。  
計画的な事業運営を促すこととした。

### 事業経費 予定額 【様式1-2】

体裁を大幅に見直し、単価や数量等を別々のセルに記入できるように改善。  
このことを通じ、各経費の合計額の自動計算が行えるようになった。

### 事業経費予定 額（別添） 【様式1-2】

「一般管理費率の算定においては、別添の「一般管理費比率の算定調書」を用いて決定すること」との記載があるが、応募段階では算定調書の作成・提出は不要。（誤表記）

### インボイス制 度に係る経費 の計上の注意

令和5年10月1日より実施された、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に伴って、「企画書（事業経費予定額）」の「消費税相当額」の欄に項目を新設。  
消費税相当額の計上の際は、様式の注意書き及び、募集案内の記載等を熟読の上、金額を算出すること。

# 主な変更点③ 審査基準に関すること

## 審査基準のうち「Ⅲ 採択案件の決定方法」の見直し

令和6年度より、以下2点の条件を満たしたものが審査対象となり、最も得点の高い者から順番に採択する。

- 「Ⅳ 評価項目」のうち、「1. 事業の内容に関する評価」(1)①、(2)①～③の項目について、各委員の合計点を平均した点数が3.0点以上であること。
- これまでに本事業を活用した団体が新たな「特定のニーズ」に取り組む場合、これまで取り組んできた特定のニーズやそれを踏まえた事業内容との差別化が図られていること。

\*\*\*\*\*

「Ⅳ 評価項目」の「1. 事業の内容に関する評価」

(1) 事業の目的及び成果

① 応募事業の目的が「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業が目指す事業目的にかなっていること。

(2) 「特定の課題に対する学習ニーズ（以下、特定のニーズという。）」及びそれに対応した日本語教育プログラムの提案

① 着目する特定のニーズに先進性があること。

② 着目する特定のニーズに対する対応としての日本語教育及びそれに関連する取組を十分に検討する計画であること。

③ 提案される日本語教育プログラムが、先導的事例として他の日本語教育を行う団体にも参考となるものとなっていること。

## 審査基準のうち「Ⅳ 評価項目」の見直し

事業目的の一部変更と応募制限の変更を行ったことから、「Ⅳ 評価項目」の内容を大幅に見直した。

各団体の特徴や長所を生かした創意ある日本語教育プログラムの提案を期待するため、より取組内容を重視し、「他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組」を採択できるように審査基準を改定。

# スケジュール① 全体の流れ

## ○応募書類の提出期限

令和6年2月19日（月）17:00

## ○選考結果の通知

令和6年3月下旬頃（予定）

## ○事業対象期間

契約締結日（令和6年5月下旬頃）～令和7年3月31日（月）

（契約締結前に事業に着手しないでください。なお、契約期間外に発生した費用は計上できません。）

### 【選考に係る参考情報】

#### 採択見込件数

8件前後 ※審査を行う企画・評価会議において決定します。

#### 事業経費予定額（申請上限）

300万円

#### 応募回数の制限

特定のニーズに対応した事業内容に対して、通算3年を上限とします。（毎年、審査が必要）

## (1) 採択までのスケジュール

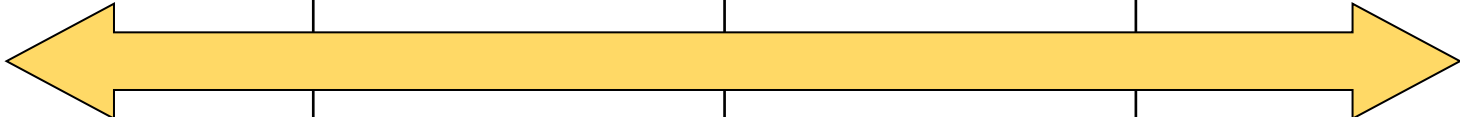
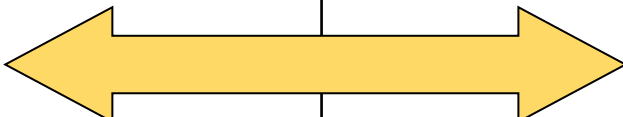
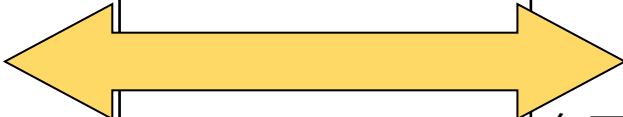
	令和6年 1月	2月	3月	4月	5月以降
募集	←→				
		受信日で判断			
審査		←→			
採択通知			●		
事業開始			契約締結日から事業開始 (予算成立が遅くなった 場合は予算成立後となる)		→

選定結果は、採択・不採択に関わらずメール送付による文書で通知予定（3月下旬～4月上旬頃）



# スケジュール③ 事業の実施期間

## (2) 事業開始後のスケジュール

	令和6年 5月 6月	7月 8月 9月	10月11月12月	令和7年 1月 2月 3月
事業期間				
概算払協議				
概算払 (2023 (令和5) 年度実績)				
委託業務完了報 告書の提出	事業完了後30日以内または契約期間満了日 のいずれか早い日までに提出			